

原子力災害の被害者に対する全面的な損害賠償の実現に関する意見書（案）

福島第一原子力発電所の原子力災害の被害者に対する、東京電力による損害賠償手続が始まっているが、これには極めて重大な問題がある。

東京電力から被害者に届けられた書類は、賠償請求記入方法の説明書だけで約 160 ページ、記入する賠償請求書は約 60 ページにも及ぶものである上、過去の給与明細や、避難に要した費用を証明する領収書の添付を求めるものとなっている。このような請求方法とした東京電力の態度に対し、手続を難しくし、申請を諦めさせようとしているのではないか、という怒りの声が広がっているのは当然である。

また、被害者は毎月の支払に追われているにもかかわらず、賠償金の支払は3か月ごととなっている。

さらに、福島県原子力損害対策協議会が、政府及び東京電力に対し、原子力発電所事故がなければ生じることのなかった損害について、被害者が求めるものは全て賠償するよう求めているにもかかわらず、原子力損害賠償紛争委員会の中間指針では、全面賠償という立場をとっていない。妊婦や子どもの健康を考え、避難指示等がなかった区域から自主的に避難した者が、賠償の対象外となりかねないことも見過ごせない問題である。

福島第一原子力発電所の原子力災害により、経済的・精神的被害を受けた全ての被害者に対し、速やかに全面的損害賠償を行うことは、東京電力の責任であり、また、その実現を図ることは国の責務である。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 東京電力に対し、現在の損害賠償請求手続を改め、被害者誰もが容易に手続できるよう、改善を求めること。
- 2 東京電力に対し、被害者が生活や事業に困ることのないよう、損害賠償額の3か月ごとの支払を改め、毎月の定額支払や前払とするなど改善を求めること。
- 3 政府として中間指針を見直し、全面的に賠償させるという立場を明確にした上で、自主的に避難した住民等も含め、原子力災害によって損害を受けた全ての被害者を賠償対象とするよう、東京電力を指導すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 2 3 年 1 0 月 日

東京都議会議長 和田 宗 春

衆	議	院	議	長	}	宛て	
参	議	院	議	長			
内	閣	総	理	大			臣
総		務		大			臣
経	済	産	業	大			臣
原子力損害賠償支援機構担当大臣							